

さいたま市産業創造財団
勤労者福祉サービスセンター福利厚生一部業務委託仕様書

1 件名

さいたま市産業創造財団勤労者福祉サービスセンター福利厚生一部業務委託

2 目的

本業務は、公益財団法人さいたま市産業創造財団 勤労者福祉サービスセンター（以下「当センター」という。）における福利厚生事業のうち宿泊施設、レジャー施設、育児・介護サービス、自己啓発等に係る利用補助その他一般的な福利厚生に係る各種施設等との契約、広報、利用対象者管理その他これに付随する業務を福利厚生代行業者（以下「受注者」という。）に委託することにより、スケールメリット及びデジタルを活用し、会員及びその家族の多様化したニーズに対応した幅広いサービスの展開を図ることを目的とする。

3 契約区分及び期間

- (1) 本業務は、導入準備業務及びサービス運營業務に区分し契約を締結する。
- (2) 導入準備業務に係る契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (3) サービス運營業務に係る契約期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、令和9年度事業計画及び収支予算における当該契約金額に基づく予算が措置されない場合は、本契約を解除する場合がある。

4 業務の対象者

当センターの会員事業所、会員及びその家族（2親等以内）、並びに当センター（以下「対象者」という。）とする。

5 業務委託の内容

(1) 福利厚生サービスメニュー

委託するサービスの区分、内容及び要件は次のとおりとする。なお、提供する福利厚生サービスメニューは、原則として全国的に網羅すること。

① 宿泊・旅行関係

旅行代理店において会員特典が用意されていること。

② 飲食関係

飲食店の割引利用ができること。なお、利用できる飲食店の数は、受注者の直接契約店舗において、日本国内 18,000 店舗以上、埼玉県内で 1,000 店舗以上の割引利用ができること。

③ レジャー施設・エンタメ関係

ア 遊園地・水族館などのレジャー施設の割引利用ができること。

イ 映画、演劇、演芸鑑賞の割引利用ができること。

④ リラクゼーション・サロン関係

リラクゼーション・エステ・ネイルサロン等の割引利用ができること。

⑤ 教養・文化関係

ア 語学学校の割引利用ができること。

イ 各種資格取得講座の割引受講ができること。

ウ 自己啓発につながる各種講座が受講できること。

エ 通信教育、eラーニング、能力開発等のメニューの提供、割引利用ができること。

⑥ 生活支援関係

ア 引越業者の割引利用ができること。

イ レンタカーの割引利用ができること。

ウ 冠婚葬祭の関連業者や会場の割引利用ができること。

エ 法律相談の割引利用ができること。

オ 各種生活物資の割引利用ができること。

カ 通信販売等の割引利用ができること。

⑦ 育児・介護支援関係

ア 育児支援サービス（ベビーシッター、一時保育等）の割引利用ができること。

イ 介護支援サービス（介護支援施設、訪問介護サービス、介護タクシー等）の割引利用
ができること。

ウ 育児・介護に関連するセミナーの割引利用ができること。

⑧ 当センター独自事業の代行

ア 日帰り温泉・温浴施設補助事業

イ 映画鑑賞券購入補助事業

ウ 宿泊補助、日帰りバス旅行補助事業

(2) 会員向け情報提供及び利用促進

会員向け情報提供及び利用促進として、受注者は、当センター会員に対する情報提供及び利用促進を図るため、次に掲げる業務を行うこと。

① 当センターが発行する広報誌に掲載するため、季節に応じたサービスメニュー、利用方法、利用促進企画等を紹介する紙面データを、毎号発行日の前月 10 日頃までに提供すること。なお、対象となる広報誌は、センターニュース年 4 回及びミニ版年 8 回を予定すること。

② 既存のリーフレット等を当センター会員向けに修正又は加工した原稿データを提供すること。

③ 新規加入促進又は利用促進につながる情報を提供すること。当該促進企画を行う場合、企画に係る費用は受注者の負担とする。

④ 当センターに限定したイベント、キャンペーン等の運営ができること。なお、当該イベント、キャンペーン等に係る運用費及び賞品代については、当センターの負担とする。

⑤ 利用実績の分析結果を踏まえ、利用促進及び加入促進につながるイベント、キャンペーンその他企画について、受注者から独自に提案を行うこと。

(3) デジタルサービス及び利便性の確保

受注者は、会員の利便性向上及び当センターの事務負担軽減を図るため、次に掲げる事項に対応すること。

- ① 当センターのホームページ上に設置するバナーを用意すること。
- ② 当センターが運営する会員サイト「ワークジョイさいたま」とのシングルサインオンに対応すること。対象者が同サイトにログインしている場合は、受注者の Web サイトへ再度ログインすることなく遷移し、サービスを利用できる仕組みを構築すること。また、会員が閲覧し、受注者の Web サイトから当センターの Web サイトへ移動しやすいよう、バナー等を設けること。受注者は、接続に必要な技術情報を当センターに提供し、接続及び動作確認に協力すること。なお、シングルサインオンの設置に係る費用は、当センターの負担とする。
- ③ スマートフォン等で利用できるアプリ機能を提供すること。受注者が対象者に提供する Web サービス及びアプリ機能の安定運用、セキュリティ確保、OS・ブラウザ対応及び通常の機能改善に必要な改修は、受注者の負担とする。
- ④ 会員管理に使用する ID は、当センターが付番する 9 桁の会員番号（事業所番号 5 桁、会員番号 4 桁）を使用すること。ただし、受注者のシステム運用上必要な場合は、会員番号の先頭又は末尾に独自の記号又は符号を追加することを認める。
- ⑤ 各種サービスの提供に使用するチケット、クーポン類は、デジタル申請、電子発券、キャッシュレス決済を活用するなど、会員の利便性向上及び負担軽減に努めること。
- ⑥ 受注者が提供する施設又はサービスは、デジタル会員証・クーポン等を提示することで利用できること。

(4) 問い合わせ対応

受注者は、対象者からの電話、電子メールその他の方法による問い合わせに適切に対応できるサポート体制を整備すること。

6 会員情報、個人情報及び利用実績等の取扱い

(1) 情報提供及び個人情報の取扱い

当センターが受注者に提供する会員情報は、会員番号、氏名、生年月日その他業務遂行上必要最小限の範囲とし、個人情報の取扱いについては、別途締結する覚書に基づき適切に管理すること。

(2) 実績の報告、分析及び提案

受注者は、年 4 回以上、カテゴリ別、事業所別、会員別、性別、年齢別等の利用実績を電子データで提供し、その分析に基づく改善提案を行うこと。また、発注者の必要に応じて、受託者が行うデータ分析や会員流出防止策に必要な詳細な情報等を提供すること。

(3) 秘密保持及び安全管理

受注者は、個人情報及び秘密情報を適切に管理し、目的外利用及び第三者提供をしてはならない。事故が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに当センターへ報告すること。

7 導入準備業務

受注者は、導入準備期間中に、次の業務を行うものとする。

- (1) 会員及び会員事業所への周知資料を令和8年11月上旬頃までに作成し、納品すること。また、サービス説明会を1回以上実施するとともに、利用方法を説明する動画を作成すること。
- (2) 当センターが契約する各施設と新たなサービス提供に必要な運用調整及び交渉を行うこと。
- (3) サービス提供に必要なシステム設定、「ワークジョイさいたま」とのシングルサインオン接続、運用方法の調整及び総合テストを行うこと。
- (4) 令和9年3月31日までに、導入準備業務完了報告書を提出すること。

8 委託費用及び支払方法

- (1) 入札者は、入札金額内訳書において、次の項目ごとに費用（消費税別）を区分して記載すること。

① 初期導入費用 ② 会員一人当たり月額サービス利用料 ③ その他、オプション等必要となる費用

- (2) 入札比較金額は、初期導入費用、月額サービス利用料に想定会員数及び12か月を乗じた額並びにその他必要な費用の合計額とする。なお、想定会員数は入札金額の比較に用いるものであり、実際の登録会員数又は支払額を保証するものではない。

- (3) 導入準備期間中は月額サービス利用料を支払わない。初期導入費用は、導入準備業務の完了及び検査後に支払うものとする。

- (4) サービス提供開始後の月額サービス利用料は、原則として各月末日現在の登録会員数に額単価を乗じて算定し、月単位で支払うものとする。なお、契約期間中は、会員1人当たりの月額サービス利用料等を変更しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当センターと受注者が協議して定める。